

川崎市交通局規程第 2 7 号

川崎市交通局被服規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 1 1 月 5 日

川崎市交通事業管理者

交通局長 水 澤 邦 紀

川崎市交通局被服規程の一部を改正する規程

川崎市交通局被服規程（昭和 4 3 年交通局規程第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条、第 3 条、第 6 条関係）

所属	被貸与者	貸与品	貸与期間	貸与数	貸与時期	着用期間
営業所	所長	夏ズボン	2	1	5 月	6 / 1 ~ 9 / 30
		半袖ワイシャツ又は半袖ブラウス	1	1	5 月	6 / 1 ~ 9 / 30
		制服上着	3	1	9 月	10 / 1 ~ 5 / 31
		制服ズボン	3	1	9 月	10 / 1 ~ 5 / 31
		ワイシャツ又はブラウス	1	1	9 月	10 / 1 ~ 5 / 31
		防寒衣上着	永	1	10 月	11 / 1 ~ 3 / 31
		帽子	永	1	9 月	通年
		帽章	永	1	—	通年
		ネクタイ	永	2	—	通年
	事務職員（所長を除く。）	夏ズボン	2	1	5 月	6 / 1 ~ 9 / 30
		半袖ワイシャツ又は半袖ブラウス	1	1	5 月	6 / 1 ~ 9 / 30
		制服上着	3	1	9 月	10 / 1 ~ 5 / 31
		制服ズボン	2	1	9 月	10 / 1 ~ 5 / 31

		ワイシャツ又はブラウス 防寒衣上着 帽子 帽章 ネクタイ	1 永 永 永 永	1 1 1 1 2	9月 10月 9月 — —	10／1～5 ／31 11／1～3 ／31 通年 通年 通年
	運転手	夏ズボン 半袖ワイシャツ又は半袖ブラウス 制服上着 制服ズボン ワイシャツ又はブラウス 防寒衣上着 ベスト 帽子 帽章 ネクタイ	1 1 3 2 1 6 3 3 永 永	1初2 1初3 1初2 1初2 2初3 1 1初2 1 1 2	5月 5月 9月 9月 9月 10月 9月 9月 — —	6／1～9 ／30 6／1～9 ／30 10／1～5 ／31 10／1～5 ／31 10／1～5 ／31 11／1～3 ／31 通年 通年 通年 通年
	誘導員	夏ズボン 半袖ワイシャツ又は半袖ブラウス 制服上着 制服ズボン ワイシャツ又はブラウス 防寒衣上着 防寒衣ズボン 帽子 帽章 ネクタイ	2 1 3 2 1 4 4 永 永 永	1 1初2 1 1 2 1 1 1 1 2	5月 5月 9月 9月 9月 10月 10月 9月 — — —	6／1～9 ／30 6／1～9 ／30 10／1～5 ／31 10／1～5 ／31 10／1～5 ／31 11／1～3 ／31 11／1～3 ／31 通年 通年 通年
	整備係長	夏用作業衣（つなぎ型又はセパレート型）	3	1初2	5月	6／1～9 ／30

		つなぎ型作業衣	1	1 初 2	9 月	10 / 1 ~ 5 / 31
		ジャンパー	3	1	10 月	11 / 1 ~ 3 / 31
		作業帽（腰付八角型 又はキャップ型）	1	1	5 月	通年
	整備員	夏用作業衣（つなぎ 型又はセパレート型 ）	1	2 初 5	5 月	6 / 1 ~ 9 / 30
		つなぎ型作業衣	1	2 初 5	9 月	10 / 1 ~ 5 / 31
		インナーつなぎ	2	1 初 2	10 月	11 / 1 ~ 3 / 31
		ジャンパー	2	1	10 月	11 / 1 ~ 3 / 31
		作業帽（腰付八角型 又はキャップ型）	1	2 初 3	5 月	通年
	自動車部 管理課	作業服シャツ	1	1	5 月	6 / 1 ~ 9 / 30
		夏作業帽	4	1 初 2	5 月	6 / 1 ~ 9 / 30
		作業服上衣	2	1	9 月	10 / 1 ~ 5 / 31
		冬作業帽	4	1 初 2	9 月	10 / 1 ~ 5 / 31
		防寒衣（コート）	6	1	11 月	11 / 1 ~ 3 / 31
		作業服ズボン	1	1	9 月	通年
		安全靴（短靴）	3	1	9 月	通年

備考

- 「初 2」等の表示は、被服を貸与される職種となった初年度の貸与数を表す。「初 2」は「初年度に限り 2 着貸与」として読むものとする。
- 貸与品の制服上着、制服ズボン、夏ズボン、ベスト及び帽子については、男性用と女性用とでは仕様が異なる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。